

1920年代の中学校における音楽部の活動

—ハーモニカの普及とその影響に着目して—

基礎教育学コース 古 仲 素 子

Activities of music club in Japanese Junior High Schools between 1920-1930:
Focusing on influence of the popularization of harmonica

Motoko KONAKA

The purpose of this paper is to clarify how activities of music club were carried out in Japanese junior high schools between 1920-1930, focusing on influence of the popularization of harmonica. In the 1920s, product development and advertisement by musical instrument maker, for making harmonica popularized and raising the position, enabled most people including students to get harmonica. The popularization of harmonica made musical activities in schools activated. Also, it drastically changed quality of students' musical performance and relationships between teachers and students, between course of studies and extra-curricular activities.

目 次

- 1 はじめに
 - A 問題意識および先行研究
 - B 対象と研究方法
- 2 旧制中学校の唱歌科（音楽科）と1900年代～1910年代における音楽活動
- 3 1920年代におけるハーモニカの普及と楽器メーカー
 - A 1920年代におけるハーモニカの普及状況
 - B 楽器メーカーによるハーモニカの製品開発および普及活動
- 4 ハーモニカの導入による生徒たちの活動の変化
 - A ハーモニカの導入による新しい演奏形態
 - B ハーモニカバンド同士の交流
- 5 おわりに

1 はじめに

A 問題意識および先行研究

本稿の目的は、1920年代の中学校における音楽部の活動の実態を、当時のハーモニカの普及とその影響に着目しながら明らかにすることである。本稿では、旧制中学校の音楽部の活動を検討するにあたって、物的条件と教授・学習との関係に着目した佐藤秀夫の研究¹⁾に示唆を得ながら、1920年代に広く普及した楽

器であるハーモニカに注目した。ハーモニカを製造していた楽器メーカーが行った製品開発および普及活動を検討し、それらが当時の生徒たちの音楽活動にかななる変化をもたらしたかについて解明することを試みる。

戦前の学校における音楽教育については、山住正巳の研究²⁾をその先駆として、これまで小学校の唱歌教育を中心に研究がなされてきた。これらの研究においては、唱歌教育の導入の背景に存在した、近代国家にふさわしい国民づくりという意図³⁾や、学校音楽による「国民」編成の仕組みと実態⁴⁾の解明が進んでいる。

ここで一旦教科外の活動に視点を移してみると、中等教育段階以上の学校では、上記のような唱歌科（音楽科）の授業以外にも、戦前から校友会（学友会）⁵⁾などの場で学生・生徒を中心的な担い手とした様々な音楽活動が行われていた。校友会における活動は、教科でも、現在で言う教育課程内の特別活動のようなものでもなく、教育課程外の活動であるという点にひとつの特徴がある。旧制高校における学生の音楽活動に着目した研究においても、こうした課外の音楽活動の場においては、歌唱だけでなく器楽など、唱歌科の枠を越えた多様な活動が行われていたことが明らかにされている⁶⁾。

これらの研究は、学科課程上の唱歌科のみを対象と

した際には捉えきれない生徒の音楽活動の有り様に焦点を当てている点で、本稿とも共通した問題意識を持つものである。ただし、生徒たちの音楽経験の具体的な様相を浮かび上がらせるには未だ解明されていない部分も多く、特に器楽に関しては、実際の活動で演奏されていた曲や使用されていた楽器・教材など、検討すべき課題が数多く残されている。

B 対象と研究方法

本稿が対象とする1920年代は、レコードの普及やマンドリン・ハーモニカなどの比較的安価な楽器の広まりによって音楽が大衆化への第一歩を踏み出したとともに、人々が音楽を「聴く」だけでなく「演じる」ことが可能になった時代である⁷⁾。中でもハーモニカは戦前において最も普及し、戦前から戦後を通して器楽教育の中心的な楽器として用いられた、音楽教育史上重要な意味を持つ楽器と言える。そして、その学校への導入は、1920年代に中等教育段階以上の男子学生・生徒らの音楽活動で広く用いられたことに始まる⁸⁾。

本稿においては、1920年代の中学校における音楽部の活動を検討するにあたって、まず、上記のようなハーモニカを製造していた当時の楽器メーカーの動きに着目する。1920年代以降、各楽器メーカーはハーモニカの販売・普及のために、製造過程における工夫や様々な宣伝活動を行っていた。そして、そのような楽器メーカーの動きは、学校での生徒たちの音楽活動に多大な影響を与えるとともに、彼らがハーモニカを媒介としながら、ときには学校の枠を越えた新たな音楽活動をつくり上げることにもつながった。佐藤秀夫は、物的素材の質によって、学校での教授や学習の「表現や伝達のありかたが拘束され規制される」面にとどまらず、「新しい物的条件の出現が新しい思考の生成を可能に」する面について指摘した⁹⁾が、当時の生徒たちの音楽活動には、ハーモニカの導入により、まさにそのような側面が生じていたのである。

以下ではまず、旧制中学校における唱歌科の実施状況と、1900年代～1910年代における音楽活動の様子について触れた後、1920年代におけるハーモニカの普及状況と、当時の主要な楽器メーカーによるハーモニカの販売戦略・普及活動について、各企業が発行していた書籍や、提携していたハーモニカ奏者の文章を検討することで明らかにする。そして、そのような楽器メーカーの戦略が旧制中学校の音楽活動にいかなる変化をもたらしたかを、山梨県立甲府中学校（現・山梨県立甲府第一高等学校）の校友会音楽部の生徒の文

章を主な史料としながら解明する。ハーモニカという物的条件に着目した上記の作業を通して、当時の生徒たちの音楽活動の実態を詳らかにしたい。

2 旧制中学校の唱歌科（音楽科）と1900年代～1910年代における音楽活動

1872（明治5）年の学制において、小学校には「唱歌」、中学校には「奏楽」を導入することが定められた。導入当初は「当分欠ク」という扱いだったものの¹⁰⁾、その後、小学校の唱歌教育に関しては実施の準備が着々と進み、1878（明治11）年に伊澤修二と目賀田種太郎が「学校唱歌に用フベキ音楽取調ノ事業ニ着手スベキ見込書」を文部省に提出、1882（明治15）年には日本初の音楽教科書である『小学唱歌集』が刊行された¹¹⁾。また、女子の嗜みとして音楽が重視された高等女学校では、1899（明治32）年に出された「高等女学校学科及其程度ニ関スル規則」で音楽は必修教科となり、内容としては唱歌に加え楽器使用法が教授されている¹²⁾。

一方、中学校に関しては、1881（明治14）年の中学校教則大綱で「奏楽」が「唱歌」へと学科名が変更されたものの¹³⁾、それ以降も随意科目としての扱いが続く。1931（昭和6）年の中学校令施行規則改正において音楽科が必修化されるまで、唱歌科はごく一部の学校にしか設置されていなかった。旧制中学校の音楽教育は、随意科目という扱いおよび教授内容の面から見ても、高等女学校と比べて軽視されていたのである。

上記のような状況の中で、唱歌教員を置いていたごく一部の中学校では、1900年代頃から音楽教育の一環として、各学校に設置された校友会（学友会）の中に音楽部が設けられることがあった¹⁴⁾。例えば、東京府立第一中学校（現・東京都立日比谷高等学校）では、1901（明治34）年に学科課程上唱歌を履修できない生徒のために、学友会の学芸部に音楽科を設置している¹⁵⁾。また、東京府立第三中学校（現・東京都立両国高等学校、以下府立三中と略記）においても、1903（明治36）年6月、当時の唱歌教員であった石原重雄により学友会に音楽部が設置された¹⁶⁾。これらの音楽部では、唱歌教員の指導のもと、歌唱や器楽など実に多彩な音楽活動が展開されており、当時の中学生たちに音楽活動を行う場を提供する重要な役割を果たしていた。

ただし、1900年代～1910年代においてはピアノやヴァイオリンなど、使用できる楽器が高価であった

り、蓄音機などの音声メディアが普及していなかったりと、人々が音楽に親しむにあたっての手段が限られていた。そのため、音楽活動が行われていた上記の中学校でも、唱歌教員の転任を機に活動が中断・停止されるなど、その存続には様々な困難がつきまとうていた。しかし、1920年代以降にはハーモニカなどの比較的安価な楽器の登場により、上記のような生徒たちの音楽活動にも変化が現れる。続いて、1920年代におけるハーモニカの普及状況について以下で述べる。

3 1920年代におけるハーモニカの普及と楽器メーカー

A 1920年代におけるハーモニカの普及状況

日本におけるハーモニカの歴史¹⁷⁾は、1890年代にドイツ製品を輸入し始めたことから始まる。中でも、1857年に創業したドイツのホーナー社のハーモニカは、1891(明治24)年には勸工場や博品館で販売され、その後の日本製のハーモニカのモデルともなった。

日本国内でハーモニカの製造にはじめて成功したのは1910(明治43)年、鶯声舎の小林政次郎である。次いで1913(大正2)年には高陽堂真野商会によるトンボ・ハーモニカ、1914(大正3)年には日本楽器製造株式会社による蝶印ハーモニカなど、次々と国内製造が開始され、その翌年からは海外輸出も行われている。特に、第一次大戦勃発後にはドイツ製品がアメリカ市場から締め出され、これに代わって日本製のハーモニカがアメリカに進出した。1920年代には「この楽器だけは純日本製の品が最も優美完全」¹⁸⁾と言われるほど製品の質も向上し、1923(大正12)年秋から1924(大正13)年にかけて「約百万ダースの品が動いていた」¹⁹⁾と記録されている。このようなハーモニカの普及の要因としては、第一に、安価で演奏も容易、かつ持ち運びが楽であるなど、ハーモニカという楽器そのものの利点が挙げられる。特に価格面では、当時ピアノが500~600円から2000~3000円、ヴァイオリンが45円~100円、マンドリンが8円~45円であったのに対し、ハーモニカは70~80銭から3円ほどであり、他の楽器と比べてきわめて安価であった²⁰⁾。

上記のようなハーモニカという安価で入手しやすい楽器の登場は、旧制中学校の生徒たちにも歓迎された。前節で挙げた府立三中の音楽部は1903(明治36)年から戦後に至るまで存続し、かつ設立後まもなくの時期から、唱歌科では扱われない器楽も行ってた数少ないケースである。府立三中の音楽部の初期の活

動は歌唱が中心で、器楽は一部ピアノやヴァイオリンが加わる程度であった。しかし、1922(大正11)年にハーモニカが導入されると、それ以降の演奏会ではハーモニカ演奏がプログラム中多数を占めている²¹⁾。1926(大正15)年の東京朝日新聞は、ハーモニカが「猛烈に中学生間に流行し始め」ており、「現在ではほとんどあらゆる学校で音楽部等の名目で多数が集まり必然的に入場料をとる演奏会などが催されるようになって」いると伝えており²²⁾、以上の点からも、当時の中学生らの音楽活動においてハーモニカが中心的な役割を担う楽器であったことがうかがえる。

上記で述べたようなハーモニカの普及の背景には、前述した価格面での利点もさることながら、楽器メーカー各社による製造上の工夫および様々な普及活動が存在した。つづく次節では、日本楽器製造株式会社(現・ヤマハ)およびトンボ・ハーモニカ製作所(現・トンボ楽器製作所)の事例に着目し、楽器メーカーによるハーモニカの製品開発および普及活動について検討する。

B 楽器メーカーによるハーモニカの製品開発および普及活動

ハーモニカは、安価で入手が容易であるという点が受け入れられる一方で、当初は「玩具」や「低級楽器」として見なされ、かつ、音が単純であるなどの構造上の問題が指摘されていた²³⁾。そこで、楽器メーカーは著名なハーモニカ奏者と提携することで、新たな製品の開発や様々な普及活動を試みた²⁴⁾。このような試みに初めて取り組んだのが、日本楽器製造株式会社および同社に勤めていたハーモニカ奏者の川口章吾²⁵⁾である。

当時既にハーモニカの名手として名を馳せていた川口は、1918(大正7)年に日本楽器製造株式会社に入社(のち1922(大正11)年に退社)し、演奏家として活躍する傍ら、演奏技法の研究やハーモニカの製品開発に尽力する。まず、独奏については一人でリズムを打ちながらメロディーも奏でる、ベース奏法という演奏法を新たに開発した。川口はこれにより、「三円も五円もする音楽会の切符とは親類になれない酒屋の小僧さんにもカルメンが楽しめ鉄工所の職工さんにもトラビアタが味わえ、農村の青年たちにもダニューヴ河が懐しめる様に」と主張している²⁶⁾。

さらに川口は楽器の改良を通して、ハーモニカでは困難とされていた半音の演奏を容易にするとともに、ハーモニカのみで合奏ができるよう、バリトン、バス、

ダブル・バスなどの特殊な合奏用ハーモニカの製作を試みた。川口は、これらの試みにより「中音部から最低音部の楽器に至るまで半音の装置を施されたものが次から次へと新しく出来て居るから、ハーモニカを吹く人にも和声的進行の面白みや転調の変化の美しさなども明らかに味わう事が出来る様になって来て」おり「更らに高踏的な楽曲を奏する」ことが可能になると述べている²⁷⁾。そして、日本の音楽家の中にはハーモニカに「頗る嘲笑的な眼を差向ける者も沢山ある」ことに対して「十五六年も昔のハーモニカを知って居るだけで愚図々々云う様なのはまことに困りものである」と述べるなど²⁸⁾、これらの演奏技法の向上および楽器の改良を通して、ハーモニカの普及と地位向上を企図していたのである。

このような著名な演奏家と協力しての製品開発の試みは、他の楽器メーカーにもすぐに採用された。例えば、1917（大正6）年からハーモニカの製造を始め、同じく当時の主要なメーカーのひとつであったトンポ・ハーモニカ製作所（高陽堂真野商会から1920（大正9）年に改称）は、ハーモニカ奏者の宮田東峰²⁹⁾と1923（大正12）年に提携している。宮田も、1924（大正13）年発売の宮田監製のハーモニカ「トンポ・ミヤタ・バンド」のパッケージに使用するために自身の顔写真を商標登録するなど、提携先の販売戦略に積極的に協力していた³⁰⁾。川口章吾も宮田東峰も、日本にハーモニカが輸入され始めた1890年代の生まれであり、この時代に初めてハーモニカに触れた世代が、

ハーモニカの国内生産およびその普及において重要な役割を果たしたことになる。

上記のような製品開発と並行して、楽器メーカーは専属のハーモニカバンドを結成し、合奏用ハーモニカの存在を広く宣伝していた。日本楽器製造株式会社の例を挙げると、1920（大正9）年に合奏用楽器の研究とハーモニカの普及のために、川口章吾を中心としたSKハーモニカ・ソサエティを設立、浜松のメソジスト教会で第一回試演会を開催している。さらに、明治大学のハーモニカ合奏の団体に演奏指導や合奏楽器の提供を行うなど、アマチュアバンドの活動の後押しも積極的に行っていた³¹⁾。また、トンポ・ハーモニカ製作所についても、専属のバンドであるトンポ・ハーモニカ・バンドが1923（大正12）年に結成されている³²⁾。その後も楽器メーカー各社は競合しながら研究や工夫を続け³³⁾、1920年代末までには図1で示したように、クラリネットやピオラなど、オーケストラ楽器の名前を冠した様々な合奏用ハーモニカが作られた。

さらに、ハーモニカの普及の過程では、レコードやラジオの利用、楽譜集や教則本の出版、商業雑誌など種々のメディアの存在も大きかった。中でもレコードは、1907（明治40）年に日米蓄音機製造株式会社が設立³⁴⁾、数年後には国産のレコードおよび蓄音機の販売が開始され、それ以来娯楽手段の一つとして庶民の間でも徐々に普及し始めていた。川口も1919（大正8）年の「越後獅子」や「カルメン」などをはじめ、様々な曲をレコードに吹き込んでおり³⁵⁾、宮田に関して



図1 ハーモニカ合奏楽器
日本楽器製造株式会社編『日本楽器製造株式会社の現況』1929年、26頁。



図2 ハーモニカ関連の広告
『少年倶楽部』第11巻第5号、1924年5月、82-85頁より転載。

は、1924（大正13）年に日本蓄音器商会と専属契約を結んでいる³⁶⁾。加えて、楽譜集については川口章吾編曲『標準ハーモニカ楽譜』（1924年～）や宮田東峰『ハーモニカ楽譜』（1926年～）、教則本については宮田東峰『ハーモニカ奏法』（1924年）川口章吾『ハーモニカの学び方』（1926年）などが順次刊行された。

また、『少年倶楽部』などの小・中学生向けの雑誌には、演奏家によるハーモニカに関する文章が度々掲載されていた。例えば『少年倶楽部』の誌上で宮田東峰は、ハーモニカの歴史や種類・吹き方の解説を行ったのち「私は長い間の経験から値段も安く、丈夫なトンボ印のハーモニカ（中略）を責任を以て皆様へ御勧めします³⁷⁾」と述べており、この記事自体が非常に広告性の強いものとなっている。さらに、このような解説文には必ずハーモニカや楽譜の広告（図2）が併せて掲載されており、メーカーの販売意図がうかがえる。

以上で見てきたように、ハーモニカを製造していた当時の楽器メーカーは、メーカーと提携したハーモニカ奏者たちと協力して楽器改良と演奏技法の向上を行うとともに、メーカー専属のバンドによる演奏会、さらには複数のメディアを駆使しながら楽器の普及活動を行っていた。1920年代におけるハーモニカの普及には、楽器メーカーによるこれらの活動が非常に重要な役割を果たしていたのである。

4 ハーモニカの導入による生徒たちの活動の変化

本節では、これまで見てきたような楽器メーカーによる動きをふまえながら、それらが旧制中学校の音楽部の活動にいかなる影響を与えていたのか、さらに、生徒たちがハーモニカを用いながら行っていた音楽活動の実態について検討する。

本稿で主な対象とする山梨県立甲府中学校は、寛政年間に設置された学問所「徹典館」を前身とする、山梨県で最初に設立された中学校である³⁸⁾。甲府中学校の校友会は、1897（明治30）年7月、「相互の親睦を旨とし兼て文武の諸技芸を奨励する」ことを目的として発足した³⁹⁾。同年10月に『校友会雑誌』第1号を発行している。

甲府中学校の音楽部は、前節で明らかにしたハーモニカの普及を要因として、正科としての音楽科の設置に先駆けて、生徒からの要望により発足した音楽部のひとつである。さらに、この時期の甲府中学校には音楽的指導を行う教員はおらず、基本的に部員が自分た

ちで活動内容を決定していたという点でも、前節で見た楽器メーカーによるハーモニカの普及活動が、生徒たちの音楽活動にいかなる影響を与えたかを検討する上で重要な事例である。それでは、甲府中学校『校友会雑誌』に掲載された生徒の文章を用いて、以下で具体的な検討に入っていく。

A ハーモニカの導入による新しい演奏形態

甲府中学校では春と秋の年2回学術総会が開催されており、そこでは1901（明治34）年頃から一部の教員および生徒によって、メインのプログラムである弁論の合間に独唱や合唱、ヴァイオリン、オルガン、琵琶、尺八などの演奏が行われていた。『校友会雑誌』には演奏を聴いた生徒の感想も記述されており「物應先生例に依りオルガンを独奏せられたり（中略）如何に名曲なりと雖、之れを聞く者其の何にたるを会得せず、惜む可し、仏に物云うに似たり⁴⁰⁾」や、「琵琶歌齋田君当日第一の呼物、拍手の裡に悠々と顯れ出て河内の宿を歌われたり、肝腸寸断血涙雨の如し⁴¹⁾」などの文章が見られる。甲府中学校では1931（昭和6）年の音楽必修化まで唱歌科は設置されていなかった⁴²⁾が、上記のような状況に鑑みるに、邦楽・洋楽問わず、音楽には比較的寛容な雰囲気があったことがうかがえる。

そして1908（明治41）年以降には学術総会において、生徒によるハーモニカの独奏が行われるようになる。例えば、1908（明治41）年の前期学術総会では、三年生の生徒がハーモニカの独奏を行い、「奇々妙々満場寂と静まりて只ハモニカの声のみ響き渡った」という⁴³⁾。これらはいずれも単発のものに過ぎなかったが、その後1922（大正11）年に生徒の声によって、ハーモニカ合奏を活動の中心に据えた音楽部が校友会の部として発足した。設立当初の音楽部については、ある五年生の生徒による以下のような記述がある。

その時分にはまだまだ幼稚なもので又人数も殆どわずかだった（中略）まだハモニカと云うものがみとめられない時分のことで、練習するにも非常に難儀だった（中略）その時分は楽譜は今の様な完全なものではなかったので、バンドの演奏には大いメロデーにバスと云う様な大ざっぱの分け方でやったものである。⁴⁴⁾ [下線部は引用者による、以下同様]

音楽部の設立時は「まだハモニカと云うものがみとめられない時分」であったと述べられており、この文章からもハーモニカが当時「玩具」や「低級楽器」と

見なされていた様子がうかがえる。当時の楽譜についても「今の様な完全なものではなかった」、すなわち合奏用のパート分けが為されていなかったことが記述されている。ただし、「メロデーにバスと云う様な大ざっぱの分け方でやった」というように、そのような状況においても生徒たちが工夫して演奏を行おうとしていた点は見逃せない。引き続き、次の文章を見てみよう。

いつかの博物室の稽古の日、山内君は自分でプリントした「双頭のわし」の譜をくばった。その譜は川口章吾のアレンジした譜で私達がやった各パート、即、1st, 2ndとかバス、バリトン、コントラバスなどのそろった最初の譜であった。山内君がメロデーをやって、私がバリトンをやったときにみんな「まるでピアノの伴奏の様だ」と云ったのを覚えているが（中略）みんな今までにちゃんと合奏らしい合奏の譜をやったのをきいたことがなかったのと又バリトンという低音楽器の美しい、旋律を聞いたことがなかったからである。⁴⁵⁾

「川口章吾のアレンジした」「各パート（中略）のそろった最初の譜」と「バリトンという低音楽器」を用いた演奏が、「まるでピアノの伴奏のようだ」という感想を得たという記述である。それまでは「メロデーとバスの様な」ものであった生徒たちの演奏が、複数の種類のハーモニカおよび合奏用の楽譜を用いたことで、大きく変化した様子が表現されている。このとき用いられた楽譜は、『川口章吾編曲ハーモニカ楽譜 No.110 双頭の鷺』（共益商社書店、1926年）と見られ、また、当時の楽譜は数字譜であった。

そして、ある音楽部員はハーモニカのベース奏法における「特有の伴奏（ベース）」について「他の楽器の遠く及ばない所である」⁴⁶⁾と述べており、これらの文章からは、楽器メーカーが行った楽器の改良および新たな演奏形態の導入が、生徒たちの演奏に大きな影響を及ぼしていた様子がうかがえる。その一方で、ハーモニカは「吹奏楽器として（中略）余りに余韻がなさすぎる」として「吾部ではギターを入れて大いに成巧(マ)している（中略）マンドリンも良いが（中略）どうしてもハモニカに消される傾向があつてうまくゆかない」⁴⁷⁾など、生徒たちはさらなる試行錯誤を繰り返しながらより良い演奏を追求していた。

さらに、生徒たちの日々の練習においては、レコードも重要な役割を果たしていた。「レコードには合奏のものとして川口バンドの「水車」とか「スペインの

舞踏曲」等二三枚あるにすぎなかったが私達はそれをつけてはねっしんに練習していた（中略）七、八回かけるともうざらざらしてくる様なレコードに私達はどんなに耳をすまして研究したか⁴⁸⁾というように、生徒たちはプロのハーモニカバンドの演奏に熱心に耳を傾け、それを自分たちの練習に活かしていた。以上で見てきたように、旧制中学校の生徒たちは新たな演奏形態や楽譜・レコードなど、ハーモニカの普及のために楽器メーカーが考案した様々な要素を取り入れつつ、さらなる工夫を施しながら日々の練習を行っていたのである。

B ハーモニカバンド同士の交流

これまで述べてきたような形で日々の練習に打ち込んでいた甲府中学校の音楽部は、1923（大正12）年11月23日に第一回の演奏会を開催した。この演奏会は「とに角その時分にはバンドというものがなかったし、又そんな演奏会も、他の大都市にもめつたになかったので、多方面から注意の眼を向けられた」という。実際、甲府中学校の音楽部はこの後周辺の小学校や婦人会など、様々な場所に招かれて演奏を披露している。さらに、「此の演奏会によって刺激されてぞくぞくとバンドなるものが出来た」という記述の通り、その後「山梨バンド」や「勝沼バンド」などの地域のバンド、および甲府商業学校（現・甲府市立甲府商業学校）や甲府工芸学校（現・山梨県立甲府工業高等学校）などの諸学校でハーモニカバンドが結成されている⁴⁹⁾。これらの記述からは、ハーモニカの普及、中でもハーモニカ合奏という新しい演奏形態の普及において、それをいち早く取り入れた旧制中学校の音楽部がバンドのモデルケースとして一定の役割を果たしていたことがうかがえる。

加えて、上記のように複数のハーモニカバンドが成立したことにより、互いの演奏会を行き来したり、他のバンドと合同で演奏を行ったりする機会もしばしば生じた。甲府中学校の音楽部員たちも、「商業〔引用者注：甲府商業学校〕の演奏会があったが（中略）私達は皆、好敵を相手に研究していたときであったから、みんなそろってその演奏会をききに行ったものだった」というように、他の学校のバンドの演奏会に出かけたことについて記述している。また、日本医学専門学校（現・日本医科大学）のバンドを呼んで音楽会を開いた際には「コンダクターをとりかこんで様々な雑談に耽」り、「彼らから合奏曲、編曲法や独奏上の注意をいろいろときいた」ほか、「いろいろの合奏

用のハモニカを手にすることが出来た」という⁵⁰⁾。さらに、宮田東峰のバンドや、女学校の演奏会に呼ばれた川口章吾など、プロの演奏家と交流を持ったという記録も残っている⁵¹⁾。そして1925（大正14）年には、山梨県のような様々なハモニカバンドが集まって「山梨ハモニカ連盟ハモニカ演奏会」が開催された。これらの試みはバンド同士の「研究発表」や「腕くらべ」⁵²⁾としての側面を持っていたとともに、そこには演奏家や地域の人々の支えのもと、ハモニカという楽器を媒介とした、各学校および各バンドの枠を越えた音楽活動が成立していたのである⁵³⁾。

さらに、楽器メーカーによる製品開発・宣伝活動を背景としたハモニカの普及が、学校での音楽活動における教員と生徒の関係、さらには教科と課外活動の関係にも変化を及ぼした点は看過できない。前述したように、1910年代まではピアノやヴァイオリンなど、使用できる楽器が高価であったことに加え、蓄音器などの音声メディアが普及していないなど、生徒たちが音楽に接するためのルートは非常に限られていた。その限られたルートのうちの一つが学校における唱歌科とそれに伴って設置された音楽部であり、生徒たちが音楽活動を行うにあたって、指導を務める唱歌教員の存在は非常に大きいものであった。

しかし、1920年代に入ると、ハモニカという入手しやすい楽器の登場や楽譜・レコードの導入により、生徒たちがそれ以前と比べて容易に音楽に接近することが可能になった。むしろ、学校によっては教員がより積極的に関わっていた事例もあり、例えば甲府中学校の音楽部と同時期にハモニカ合奏を活動の中心として成立した、岩手県立盛岡中学校（現・岩手県立盛岡第一高等学校）の音楽倶楽部は、当時英語教員であった上原壽造の指導のもと活動を行っていた。上原は岩手県の管弦楽演奏会にトロンボーン奏者として出演するほど音楽に造詣が深く⁵⁴⁾、盛岡中学校の音楽倶楽部自体も、1925（大正10）年に五年生の生徒が上原に協力を依頼したことで設立の運びとなったという⁵⁵⁾。

これに対し、甲府中学校においては1931（昭和6）年まで唱歌科が設置されていなかったことに加え、教員は「毎日、ひまがあるごとに先生は私達の練習を聞いて下さった」というように日々の練習の監督は熱心に行っていたものの、演奏を指導する役割は担っていなかった⁵⁶⁾。にもかかわらず、生徒たちは最上級生である五年生の生徒を中心としながら日々の活動を行うとともに、演奏家や他の学校の音楽部、地域とのかか

わりの中で、さらなる活動の場を広げていた。すなわち、楽器産業が提供したハモニカとそれに伴う新しい演奏形態は、旧制中学校の音楽部の生徒たちに、従来の唱歌科および唱歌教員とは独立性を持った音楽活動を可能にした。そして、ハモニカ音楽を媒介としたそれらの活動は、ひとつの学校のひとつのバンドという枠を越え、他の学校や地域との交流を含んだより重層的な関係の中で成立していたのである。

5 おわりに

以上、1920年代の中学校における音楽部の活動の実態について、当時のハモニカの普及とその背景にあった楽器メーカーの動きをふまえた上で、甲府中学校の校友会音楽部の事例をもとに検討してきた。これまで述べたことを今一度まとめると、以下のようになる。

旧制中学校の学科課程において唱歌科は長らく随意科目であり、1931（昭和6）年の音楽必修化に至るまで唱歌教員はごく一部の学校にのみ配置されていた。それらの中学校では音楽教育の一環として音楽部が設置されることがあったが、1910年代頃までは人々が音楽に親しむためのルートが限られており、音楽部の存続は多くの困難を伴っていた。

しかし、1920年代には楽器メーカー各社によって、ハモニカの普及および地位向上を企図した製品開発や宣伝活動が行われたことで、生徒たちを含む多くの人々がハモニカを手にする事が可能になった。ハモニカの普及は、学校における音楽活動を活性化させるとともに、そこでの生徒たちの演奏や、教員と生徒の関係および教科と課外活動との関係にも大きな変化をもたらした。また、生徒たちは楽器メーカーが提供した新しい演奏形態を積極的に取り入れつつも、さらなる創意工夫を行いながら自分たちの音楽活動を作りあげていたこと、複数のバンドが成立したことによりハモニカバンド同士の交流も盛んに行われ、各学校・各バンドの枠を越えた活動が生じていたことも解明された。

本稿では、学校における生徒の音楽活動の実態を解明するために、楽器メーカーによるハモニカの普及活動が学校での音楽活動に影響を与えた面、さらに、生徒たちがハモニカを用いながら新たな活動をつくり上げていく面という主に二つの側面について検討した。上記で明らかにしたような生徒たちの活動は、唱歌科とは一定程度の独立性を持ちながら、楽器産業お

よび地域との重層的な関係の中で成立していたのである。

本稿は、ハーモニカの普及と生徒の活動のかかわりに着目することで、従来の研究においては唱歌教育を中心に検討が行われてきた学校音楽教育の歴史を、生徒たちの音楽活動と当時の産業・文化との関連から捉え直すとする一つの試みであった。むろん、本稿で検討した生徒たちの音楽活動も、特に日中戦争以降には国威発揚や戦意高揚の手段としての音楽と交錯する可能性を持ちうるものであったという点には十分に注意しなければならない⁵⁷⁾。しかしながら、そこにはハーモニカ音楽を媒介とした学校・地域間の交流、さらには演奏技術や表現方法それ自体に対する生徒自身の工夫に見られるように、近代国家と学校制度の枠組みだけでは捉えきれない側面が数多く存在していたことが、ハーモニカという物的条件への着目によってより鮮明に明らかになったと言える。このことは、戦前の学校における生徒たちの音楽経験が、当時の産業の動きや学校を取り巻く地域の影響を受けながら、教育課程外の音楽活動によっても支えられていたという点で注目に値する。

今後の課題は、本稿で十分に検討できなかった当時の複数の楽器メーカーの販売戦略の違いとその影響について解明するとともに、ハーモニカを用いた生徒たちの音楽活動の内容を曲目の分析等を含め、より精緻に検討することである。さらに、学校における音楽教育のカリキュラムを総合的に捉えるために、教科としての唱歌科（音楽科）と課外における音楽活動との関連⁵⁸⁾ および各々の役割や意義について検討し、課外活動が学校での人間形成において担った役割に関して、歴史的観点からさらに考察を深めていきたい。

付記：本稿で用いた主な史料である東京府立第三中学校『学友会雑誌』は東京都立両国高等学校に、また、山梨県立甲府中学校『校友会雑誌』は、山梨県立甲府第一高等学校に所蔵されている。閲覧を快諾してくださった同校関係者のご厚意に心より感謝致します。

注

- 1) 佐藤秀夫『ノートや鉛筆が学校を変えた（学校の文化史）』平凡社、1988年。
- 2) 山住正己『唱歌教育成立過程の研究』東京大学出版会、1967年。
- 3) 奥中康人『国家と音楽 伊澤修二がめざした日本近代』春秋社、2007年。
- 4) 西島史『学校音楽はいかにして“国民”をつくったか』小森陽一ほか『近代日本の文化史5 編成されるナショナリズム』岩波

書店、2002年、pp.235-270。

- 5) 校友会（学友会）とは、「戦前の高等教育機関や中等教育機関につくられた、運動や文化活動などをおこなう全校的な組織」（富岡勝「尋常中学校の校友会成立に関する検討課題と方法」『教育論叢』16号、近畿大学、2005年3月、p.35）であり、主に生徒・職員・卒業生などによって構成されていた。
- 6) 戦前における生徒たちの音楽活動に関する先行研究としては、旧制高校の音楽活動について考察した、井上好人「四高における音楽部の創設—石倉小三郎に集う洋楽愛好者たち—」（『金星稜大学人間科学研究』4巻2号、2011年3月、pp.7-12）や、下道郁子「明治20年代～40年代の旧制高等学校の音楽教育—特に第一高等学校の音楽活動を中心に」（『音楽教育史研究』11号、2008年、pp.39-51）「察歌の形成過程と文化的背景—「花は櫻木」から「都ぞ弥生」へ」（『研究紀要』37号、東京音楽大学、2013年12月、pp.25-47）など。
- 7) 戸ノ下達也『音楽を動員せよ—統制と娯楽の十五年戦争』青弓社、2008年、pp.24-25。
- 8) ハーモニカは旧制高校や旧制中学校のような男子教育の場では積極的に用いられたのに対し、高等女学校などの女子教育の場ではごく少数の学校で取り上げられるのみであった（尾高暁子「兩大戦間期中の中日ハーモニカ界にみる大衆音楽の位置づけ」『東京藝術大学音楽学部紀要』33号、2008年3月、p.18）。楽器とジェンダーのかかわりについては、先行研究としてFreia Höummann, *Instrument und Körper :die musizierende Frau in der bürgerlichen Kultur*, Frankfurt a. M. 1991. (= 阪井葉子, 玉川裕子訳『楽器と身体：市民社会における女性の音楽活動』春秋社、2004年) が挙げられる。
- 9) 佐藤、前掲書、p.16。
- 10) 『文部省布達全書』1872-1873年、p.95。
- 11) 奥中、前掲書。
- 12) 『官報』4689号（1899年2月21日）。
- 13) 『文部省布達全書』1880-1881年、p.135。
- 14) ハーモニカ普及以前の中学校における音楽部の活動については、拙稿「1900年代～1910年代における旧制中学校の音楽教育—東京府立第三中学校学友会音楽部の活動に着目して—」（『音楽教育学』44巻1号、2014年6月、pp.13-24）を参照。
- 15) 東京府立第一中学校『東京府立第一中学校創立五十年史』1929年、p.89。
- 16) 東京府立第三中学校学友会『学友会雑誌』4号、1903年7月、p.83。
- 17) 日本におけるハーモニカの歴史については、齋藤寿孝・妹尾みえ『ハーモニカの本』（春秋社、1999年）および西宮安一郎、加藤善也『川口章吾』（ミュージックトレード社、1970年）を参照した。
- 18) 『東京朝日新聞』1924年10月21日夕刊「百萬打の輸出 全盛ハーモニカの話」。
- 19) 『読売新聞』1924年2月9日朝刊「百萬ダースのハーモニカ」。
- 20) 『読売新聞』1919年11月15日朝刊「楽器類の売行から見た音楽流行の傾向」。1918（大正7）年の時点で、公務員（ここでは高等文官試験に合格した高等官のことを指す）の初任給が70円ほど（月俸、諸手当を含まない基本給）であった（週刊朝日編『値段史年表：明治・大正・昭和』朝日新聞社、1988年、p.67）。
- 21) 例えば、1913（大正2）年に行われた府立三中の学友会大会

- では、7曲中歌唱が5曲、ピアノとヴァイオリンが1曲ずつであった（東京府立第三中学校『学友会雑誌』23号、1914年2月、pp.71-73）が、ハーモニカ導入から2年後の1924（大正13）年の学友会大会においては、9曲中6曲（うち合奏4曲、独奏2曲）がハーモニカ演奏であった（東京府立第三中学校『学友会雑誌』43号、1924年12月、pp.131-132）。
- 22) 『東京朝日新聞』1926年3月12日夕刊「ハーモニカ音楽団検査始まる」。
- 23) 例えば「ハーモニカが我国に輸入せられ、一般に其名を知らるるに到りしは明治二十四年の頃なるも、当時は児童の玩具に過ぎざりき」（日本楽器製造株式会社編『日本楽器製造株式会社の現況』1929年、p.25）などの記述が見られる。
- 24) 尾高、前掲論文、pp.15-34。
- 25) 1892（明治25）年、東京日本橋に生まれる。3歳のときに父親が事業で失敗、一家は離散。9歳の頃から神田の印刷屋に住み込みで働き、あるとき印刷屋の主人が貸してくれたハーモニカに夢中になった。18歳の頃にYMCA（キリスト教青年会）の男声合唱団の一員となり、声楽や和声学を学んだことが合奏用ハーモニカの考案につながったと、川口はのちに述懐している（川口章吾「ハーモニカ生活の思い出」『中学時代』6巻12号、旺文社、1955年3月、pp.96-99）。
- 26) 川口章吾「ハーモニカの進路」『音楽世界』1巻1号、1929年1月、p.33。
- 27) 同上、p.32。
- 28) 同上、p.33。
- 29) 1898（明治31）年、群馬県前橋市生まれ。本名は孝三郎。小学生の頃に次兄の信義が吹いていたハーモニカをきっかけにハーモニカ演奏にのめり込む。大正7（1918）年にハーモニカのアンサンブル（後の「東京ハーモニカ・ソサイアティ」）を結成し、活躍当初からハーモニカ合奏に力を入れていた（宮田東峰『みんな仲間だ』東京書房、1959年）。
- 30) 同上、pp.70-71。
- 31) 西宮・加藤、前掲書、p.74。
- 32) 同上、p.181。
- 33) 例えば日本楽器製造は、楽器の改良に関しては川口の協力を得た上で、製品の質についても「品質の向上と制作方法の研究によりて能く製産費の低下を計り、殊に発音体として最も重要な原料たる弁材其他金属に対し、多額の費用を投じて科学的研究を遂げ、理想的の合金を得」るなど工夫を重ねたという（日本楽器製造株式会社編、前掲書、pp.26-27）。
- 34) 1909（明治42）年には国産のレコード「音譜」を、1910（明治43）年には国産蓄音機を発売している。同年10月には日本蓄音機商会として再発足した（倉田喜弘『日本レコード文化史』岩波書店、2006年、pp.64-78）。
- 35) 西宮・加藤、前掲書、pp.177-182。
- 36) 齋藤・妹尾、前掲書、p.66。
- 37) 宮田東峰「ハーモニカを吹く少年の為に」『少年倶楽部』11巻5号、1924年5月、pp.82-85。
- 38) 山梨県立甲府中学校『創立六十周年記念誌』1941年。本稿では一貫して「甲府中学校」の名称を用いる。
- 39) 「山梨県尋常中学校校友会会則」山梨県立尋常中学校校友会『校友會雑誌』1号、1897年10月、pp.115-116。
- 40) 「秋季学術例会」山梨県立第一中学校校友会『校友會雑誌』20号、1904年12月、p.136。
- 41) 「後期学術総会記事」甲府中学校校友会『校友會雑誌』24号、1906年12月、pp.131-132。
- 42) 「音楽部」甲府中学校校友会『校友會雑誌』63号、1931年6月、pp.35-36。
- 43) 甲府中学校『校友會雑誌』27号、1909年2月、p.105。
- 44) 「音楽部報」甲府中学校校友会『校友會雑誌』53号、1926年12月、p.246。
- 45) 同上。
- 46) 下條壽久「リードの響き」甲府中学校『校友會雑誌』52号、1926年7月、p.145。
- 47) 八代英蔵「ハーモニカオーケストラに就いて」『校友會雑誌』52号、p.147。
- 48) 前掲「音楽部報」『校友會雑誌』53号、p.247。
- 49) 同上、p.248。
- 50) 同上、pp.248-249。
- 51) 同上、pp.246-249。
- 52) 同上、p.248。
- 53) このような動きに対し、楽器メーカー各社は連盟を結成することで、種々のハーモニカ団体の組織化を図った。1927（昭和2）年にはトンボ・ハーモニカ製作所による「全日本ハーモニカ連盟」、1928（昭和3）年には関西で日本楽器製造株式会社が支援する「日本ハーモニカ連盟」が組織されている（齋藤・妹尾、前掲書、p.74）。
- 54) 『岩手日報』1972年7月22日夕刊、池田盛雄「回想の県下管弦楽演奏会」。
- 55) 岩手県立盛岡中学校校友会『校友會雑誌』35号、1921年12月、p.95。
- 56) 前掲「音楽部報」『校友會雑誌』53号、p.246。当時、音楽部の部長（現在で言う顧問）を務めていた教員は数学担当の村山友重であった（山梨県立甲府中学校『創立五十周年記念誌』山梨県立甲府中学校同窓会・校友会、1930年、p.20）。
- 57) この時期に学校や職場で結成されていたアマチュアバンドの状況については、例えば、高岡裕之「十五年戦争期の『国民音楽』（戸ノ下達也・長木誠司編『総力戦と音楽文化—音と声の戦争』青弓社、2008年、pp.34-54）を参照。
- 58) ハーモニカという楽器は、本稿で検討した1920年代における課外活動で用いられた後、1930年代以降には一部の音楽教員による器楽指導で用いられる。例えば、菅道子「1930年代の山本栄による簡易楽器指導の導入」（『和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要』21号、2011年9月、pp.143-151）、樫下達也「東京市小学校ハーモニカ音楽指導研究会の設立（1937年）とその音楽教育史上的位置」（『日本の教育史学』57集、2014年10月、pp.58-70）などにハーモニカを用いた事例が登場している。さらに、1947（昭和22）年に出された小学校の学習指導要領音楽編（試案）では、使用するべき楽器として、第1学年の打楽器に第3学年で「ハーモニカ、木琴、笛、ピアノ、オルガンを加える」とされている（文部省管理局編『教育用楽器基準の解説』大蔵省印刷局、1958年、p.11）。教科としての音楽科と課外における音楽活動との関連については別稿を期す。

（指導教員 小玉重夫教授）